

七尾警察署☎53-0110 · 防犯協会☎53-6944

安全で安心に暮らすために

~5月は消費者月間です~

私たちの周りには、被害に遭えば日常生活を安全安心に送ることができなくなる犯罪がたくさんあります。

- ・高齢者が被害に遭いやすい訪問販売などの「悪質商法」
- ・過酷な取り立てにより平穏な暮らしができなくなる 「ヤミ金融」
- ・必ず儲かると言う投資話をする「利殖勧誘」
- ・いらない靴や着物を買い取りますとの「勧誘電話」など

このような犯罪は、被害自体に気付くのが遅れたり、被害に気付いても「恥ずかしい」「面倒だ」などと警察への相談を迷ったり、ためらったりしがちですが…。

早めの相談が被害防止につながります!

少しでも不審に思ったら信頼できる家族や友人、警察、消費者センターなどに相談してください。

要らないものははっきり 「いりません!」 と断る勇気を持ちましょう。

しつこくて困ったときは 110番通報してください。





消防だより

七尾鹿島消防本部**☎**53-0119·消防本部予防課**☎**53-1016

野焼きは原則禁止です

市内では、野焼きが原因と考えられる火災が発生しています。全国的には、 野焼きが拡大し、山火事や建物火災となるケースも発生しています。

落ち葉や枯草などは、ごみ袋に入れて適切に処理をしてください。また、事業活動のごみ(事業系廃棄物)は許可業者に委託し、処理をしてください。



野焼き禁止の例外 (廃棄物処理法施行令第14条 抜粋)

- ・国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

火災と間違われないように事前に通知するための「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」は、七尾鹿島消防本部ホームページに掲載しています。

※これは、焼却行為の状況を把握するためのもので、野焼きを許可するものではありません。

問 消防本部消防課 ☎ 53-1017

